

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本事業に係る落札及び契約の締結は、当該事業に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年3月12日

分任支出負担行為担当官

津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

1. 競争に付する事項

入札物件名

入札番号第1号

津軽森林管理署金木支署油類単価供給契約（金木・喜良市地区）

- (1) 調達品の品質規格、数量等
別紙「仕様書」による
- (2) 契約日時
令和8年度予算成立後遅滞なく締結する。
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 納入場所
別紙「仕様書」による

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）
第70の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、種類：「物品の販売」、地域：「東北地域」、営業品目：「213燃料類」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) その他予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (6) 入札説明資料の交付を受けていること。
- (7) ガソリンについては、津軽森林管理署金木支署本署（五所川原市金木町芦野200-498）より概ね半径2km以内の給油所であり、セルフ方式の給油所でないこと。また、灯油については、適法に運送・給油できる手段を持ち、指定した施設に給油できる石油販売業者であること。

3. 入札の方法

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- (2) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載

すること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約は落札価格に基づく単価契約とするので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の内容と一致させること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明資料を交付する場所並びに問合せ先
〒037-0202 青森県五所川原市金木町芦野 200-498
津軽森林管理署金木支署 総務グループ 電話 050-3160-5875

- (2) 入札説明資料の交付等

上記4の(1)の場所にて公告日より令和8年3月25日(水)まで(ただし土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)

交付時間は、9時00分から17時00分までの時間帯とし、正午から13時00分を除く。

- (3) 交付資料

交付資料は、入札説明書、入札心得、契約書(案)、仕様書、入札書等(委任状を含む。)とし、電子調達システムからダウンロードすること。

紙入札方式により入札に参加する場合は、上記4(1)の場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

なお、紙入札希望者で郵送による交付を希望する場合は、希望者の負担により交付するので上記4(1)に申し出ること。

5. 提出書類の提出方法及び期間等

- (1) 提出書類

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2(3)の資格を有することを証明した書類(「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」)の写し及び別添仕様書に記載された内容と同等以上の実績を有すると認められる証明書類等(履行証明書)を下記により提出しなければならない。

- (2) 提出期限

令和8年3月25日17時まで(提出期限までの休日を除く毎日)。

なお、当該証明書類に関し、分任出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和8年3月26日17時までの間においてそれに応じなければならない。

- (3) 提出方法

ア. 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ. 紙入札方式により参加する場合

上記4(1)の場所に、持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

なお、持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分(ただし、12時00分から13時00分を除く。)

6. 入札書の提出、開札の場所及び日時

- (1) 入札書の提出日時

ア. 電子調達システムにより参加する場合

令和8年3月27日(金) 9時00分から

令和8年3月30日（月） 9時30分まで

イ. 紙入札により参加する場合

令和8年3月30日（月） 9時15分～9時30分

郵送による入札を認めることとする。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の提出期限については、令和8年3月27日17時00分までとし、再入札には参加できない。郵送先は、上記4（1）とし、入札書の日付は「令和8年3月30日」とする。

(2) 開札日時及び場所

令和8年3月30日（月） 9時30分
津軽森林管理署金木支署 2階会議室

7. その他

(1) 使用言語及び通貨

入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札書の無効

入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更することができるものとする。

(7) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(8) その他

詳細は入札説明書等による。

本公告に係る物品売買契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所：

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL：

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の公布日は本公告の公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

をご覧ください。

仕様書

1. 仕様

調達物品の品名・品質規格・予定数量・納入場所は下表のとおりとする。

品目	品質規格	予定数量	特記事項 【 納入場所 】
レギュラー ガソリン	J I S K2202 2号	8,000L	・契約者給油所
灯油 (配達)	J I S K2203 1号	7,500L	・津軽森林管理署金木支署： (五所川原市金木町芦野200-498(4月)) (五所川原市金木町川倉七夕野84-66旧川倉小学校(5月～3月)) ・喜良市森林事務所(五所川原市金木町喜良市弓矢形23-7)
合計		15,500L	

2. 給油方法

- (1) ガソリンは、事業者所有の給油施設(ただし、セルフ給油方式の給油施設は不可とする。)において車両または携行缶等へ供給する店頭渡しによるものとする。
- (2) 灯油は、官署等に設置しているホームタンク等への配達によるものとする。

3. 予定数量の異動

発注者の都合による契約物件の予定数量に異動を生じて、乙は異議を申し立てないものとする。

4. 納品確認

- (1) 受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書(以下「納品伝票」という。)を発注者に交付するものとする。
- (2) 発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名し、受注者にその受領書を交付するものとする。
- (3) 前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。
ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名がないものは無効とする。

5. 検査及び代金の請求

- (1) 受注者は、月ごとの給油数量をとりまとめ、納品伝票を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 代金の請求は、検査に合格した数量に契約単価を乗じて得た金額を書面で発注者に請求するものとする。
ただし、この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

6. 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

7. 契約単価の変動による変更契約

その月の第3週の一般小売価格又は石油製品小売市況調査(以下「週次調査等」という。)の価格が契約時または直近の変更契約時の週次調査等の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ契約単価を変更することができるものとする。